

陸上自衛隊達第34-3号

陸上自衛隊訴訟手続規則（昭和34年陸上自衛隊達34-3号）の全部を改正する。

昭和49年8月19日

陸上幕僚長 陸将 三好 秀男

陸上自衛隊訴訟実施手続規則

改正 昭和56年6月26日達第34-3-1号	平成5年12月8日達第34-3-2号
平成11年3月19日達第34-3-3号	平成17年3月25日達第34-3-4号
平成18年3月16日達第34-3-5号	平成19年1月9日達第122-215号
平成21年2月3日達第122-230号	平成21年3月18日達第34-3-6号
平成21年7月31日達第122-235号	平成23年3月28日達第34-3-7号
平成25年6月17日達第34-3-8号	平成27年4月14日達第34-3-9号
平成30年3月27日達第34-3-10号	令和元年6月27日達第122-303号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 応訴事件の処理手続（第6条—第9条）
- 第3章 提訴事件の処理手続（第10条—第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

- 別紙第1 和解（調停）申請書
- 別紙第2 削除
- 別紙第3 本訴事件提起申請書
- 別紙第4 債権の確保に関する手続依頼書
- 別紙第5 本訴事件の処理依頼書
- 別紙第6 争訟事件経過報告書
- 別紙第7 争訟事件終了報告書

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、民事訴訟及び民事調停並びに行政事件訴訟（以下「争訟」という。）に関し、陸上自衛隊における事務の処理手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「民事訴訟」とは、本訴、強制執行、仮差押、仮処分、即決和解等をいう。

(2)「指定代理人」とは、国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項の規定により、法務大臣から指定された者及び同法律第5条の規定により行政庁から指定された者をいう。

(3)「師団長等」とは、師団長及び旅団長をいう。

(4)「関係法務局長等」とは、法務省訟務局長、法務局長又は地方法務局長をいう。

(争訟の処理担任)

第3条 陸上自衛隊の部隊等の隊務に係る争訟事件は、防衛大臣直轄部隊等（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院を含む。）に係る事件については陸上幕僚長、陸上総隊司令官の指揮監督する部隊に係る事件については陸上総隊司令官、方面総監の指揮監督する部隊等に係る事件については当該方面総監が処理するものとする。

2 陸上幕僚長は、自己の管轄に属する事件について、必要と認めるときは、補給統制本部長にその処理を行わせるものとする。

3 方面総監は、自己の管轄に属する事件について、必要と認めるときは、隷下の師団長等にその処理を行わせることができる。

4 事件の性質が政治上若しくは社会上重要な影響がある事件又は隊務運営に重大な影響を及ぼすおそれのある事件については、陸上幕僚長は、第1項の規定にかかわらず、自ら処理するものとする。また、係属裁判所の関係上、他の方面総監に処理させることが適当と認めるときは、その都度、当該方面総監に担任を指示して行わせるものとする。

(調査等の指示)

第4条 陸上幕僚長は、陸上総隊司令官、方面総監又は補給統制本部長が処理を担当する争訟事件について、必要があるときは、処理方針の変更等の所要事項を指示する。

(指定代理人の指名等)

第5条 指定代理人の指名等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 民事訴訟及び民事調停については、陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監若しくは師団長等又は補給統制本部長が隊員の中から適当と認める者を指名し、関係法務局長等を通じて法務大臣の指定を受けるものとする。

(2) 行政事件訴訟については、第3条の規定により処理を行う者（以下「処理担任者」という。）が、次の者を指定する。

ア 陸上幕僚長が、陸上幕僚監部に所属する隊員の中から指名した者及び部隊等に所属する隊員の中から指名した者並びに必要と認める場合に防衛省の機関等と協議の上指名した者

イ 処理担任者が師団長等の場合は、上級部隊の長が、自己の部隊に所属する隊員の中から指名した者

ウ 処理担任者が、自己の部隊等に所属する隊員の中から指名した者及び必要と認める場合に隷下の部隊等に所属する隊員の中から指名した者

(指定代理人の主要業務)

第5条の2 指定代理人は、当該争訟の処理に当たっては、法務大臣の訴訟上の指揮を受けて、代理人を選任すること以外の一切の裁判上の行為を行うものとし、その主要業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 関係法務局等の指定代理人との連絡及び調整
- (2) 事実関係の調査、証拠資料の収集
- (3) その他争訟業務処理のために必要な事項の実施

第2章 応訴事件の処理手続

(争訟事件の処理手続)

第6条 陸上幕僚長は、関係法務局長等から争訟事件の係属通知又は事実調査の照会を受けた場合には、第3条第1項、第2項又は第4項後段に規定する処理担任に対し、訴状及び期日呼出状を送付する。

- 2 方面総監は、第3条第3項の規定により、隷下の師団長等に処理を担当させる場合は、当該師団長等に対し、訴状及び期日呼出状を送付するものとする。
- 3 前2項の規定により、訴状及び期日呼出状の送付を受けた陸上総隊司令官、方面総監若しくは師団長等又は補給統制本部長（以下「陸上総隊司令官等」という。）は、速やかに証拠資料を収集するものとする。
- 4 前項に規定する陸上総隊司令官等は、調査回報書の「争訟に関する意見及び希望」について、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得た後、調査回報書を作成し、関係法務局長等に回答するとともに、その写しを陸上幕僚長に送付するものとする。
- 5 第3条第4項の規定により、陸上幕僚長が自ら処理し又は処理担任を指示する事件については、陸上幕僚長は、第3条第1項に規定する陸上総隊司令官又は方面総監に対し、当該事件の処理に必要な事項を指示する。

(調査の依頼)

第7条 陸上総隊司令官等は、争訟事件を処理するに当たって、関係者が遠隔地に居住している場合等自ら調査することが困難なときは、他の陸上総隊司令官等に所要の調査を依頼することができる。

(和解等の承認)

第8条 陸上総隊司令官等は、民事訴訟事件又は民事調停事件について、裁判上の和解又は調停に応じようとする場合には、あらかじめ和解（調停）申請書（別紙第1）により陸上幕僚長に申請しその承認を受けるものとする。

- 2 前項の和解又は調停の金額算定については、原則として、裁判所が示した基準により行うものとし、既支払額がある場合は、当該金額を控除するものとする。

(訴え等の取下げ)

第9条 陸上総隊司令官等は、相手側の訴え又は調停の取下げに対する同意に関して、関係法務局長等から意見を求められた場合、陸上幕僚長に申請し、承認を受けた後、回答するものとする。

第3章 提訴事件の処理手続

(強制履行の請求等)

第10条 陸上幕僚長は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16—1号）第13条の規定により、歳入徴収官等から強制履行の請求等（即決和解、支払督促、強制執行等の申立をいう。以下同じ。）の手續を依頼された場合には、第3条第1項又は第4項後段に規定する処理担任に対し、関係証拠資料を送付する。

（本訴事件の提起）

第11条 陸上総隊司令官又は方面總監は、自己の管轄に属する部隊等の隊務に係る本訴事件を提起しようとする場合には、次の各号に掲げる事項について調査し、本訴事件提起申請書（別紙第3）に關係証拠資料の写しを添えて陸上幕僚長に申請し、その承認を受けなければならない。

- （1） 事件發生の経過及び交渉の経緯
- （2） 事件發生の原因及び事実
- （3） 書証となるべき關係資料
- （4） その他必要な事項

（事件の処理依頼）

第12条 陸上総隊司令官又は方面總監は、国が原告等となる争訟事件を処理する場合、強制履行の請求等にあつては別紙第4、本訴事件にあつては別紙第5による事件処理依頼書を關係法務局長等に提出して行うものとする。

（準用）

第12条の2 提訴事件の手續については、その性質に反しない限り、第2章の規定を準用するものとする。

第4章 雑則

（経過報告）

第13条 陸上総隊司令官等は、争訟事件について開廷又は調停の期日ごとに争訟事件経過報告書（別紙第6）に争訟記録を添えて陸上幕僚長に報告するものとする。（法定第10号）

（結果報告）

第14条 陸上総隊司令官等は、争訟事件について判決若しくは決定があつた場合又は和解若しくは調停が成立し、若しくは成立しなかつた場合には、その都度、争訟事件終了報告書（別紙第7）に判決書、決定書、和解調書、調停調書等争訟資料を添えて陸上幕僚長に報告するものとする。（法定第11号）

- 2 前項の場合において判決又は決定があつたときには、上訴等に関する意見を付記するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16—1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和56年6月26日陸上自衛隊達第34—3—1号）

この達は、昭和56年6月26日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成5年12月8日陸上自衛隊達第34—3—2号）

この達は、平成5年12月8日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 34—3—3 号）
この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 34—3—4 号）
この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日陸上自衛隊達第 34—3—5 号）
この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）
この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日達第 34—3—6 号）
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）
この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 34—3—7 号）
この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 17 日陸上自衛隊達第 34—3—8 号）
この達は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 14 日陸上自衛隊達第 34—3—9 号）
この達は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 34—3—10 号）
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

別紙第1（第8条関係）

発簡番号
発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

和解（調停）申請書

1 訴訟事件名等

- (1) 係属する裁判所名、事件番号及び事件名
- (2) 訴訟提起年月日
- (3) 当事者（原告、被告）双方の住所、氏名、年令、事故当事者との続柄及び職業並びに代理人の所属、官職、氏名等
- (4) 裁判官氏名

2 事故の概要等

- (1) 事故当事者双方の住所、氏名、年令及び職業
- (2) 事故の発生日、発生場所及び事実
- (3) 当該訴訟が提起されるに至った経緯

3 訴訟の経緯等

- (1) 原告の請求の趣旨及び原因
- (2) 被告の主張
- (3) 訴訟の経緯
 - ア 口頭弁論手続
 - イ 和解手続
- (4) 判決の内容等（既に前審において判決があったものに限る。）

4 賠償責任の有無、その程度、賠償額（和解額）及びその理由

- (1) 裁判官の意見及び判決の見通し
- (2) 法務省（局）の判断
- (3) 自衛隊の判断
- (4) 参考となる学説、判例
- (5) 損害賠償金比較対照表一付紙による。

5 職員に対する求償権の有無、その程度及び求償額並びにその理由

6 本件和解が行政事務に及ぼす影響

7 その他参考事項

損害賠償金比較対照表

区 分		原告請求額(円)	判決予想額(円)	裁判所和解勧告額(円)
損 害 額	逸失利益			
	慰 謝 料			
	葬 祭 料			
	小 計			
	過失割合			
損害額合計				
控 除 額 (既支出額)				
弁護士費用				
遅延損害金				
賠償額合計				
和解勧告額				

- 注：1 該当各欄には、金額だけでなく、その計算式も簡潔に記載すること。
 2 控除額欄には、費目ごとに欄を設ける。

別紙第3（第11条関係）

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

提 起 の 理 由		
当事者	自 衛 隊 側	
	相 手 側	
事件発生の経過及び交渉の経緯		
事件発生の原因及び事実		
関 係 法 務 局 名		

寸法：日本産業規格A4

別紙第4（第12条関係）

発簡年月日

〇〇 法務局長 殿
地方法務局長

発簡者名

債権の確保に関する手続について（依頼）

標記について、国の債権の管理等に関する法律第〇条の定めるところにより、下記のとおり貴局において手続をとられたく依頼します。

記

- 1 相手方（債務者）の住所、氏名
- 2 債権の内容
 - （1）債権金額
 - （2）履行期限
 - （3）利息に関する事項
- 3 債権の発生原因
- 4 要求する措置の種類及び必要とする理由
- 5 連絡に当たる職員の所属、官職、氏名、電話番号
- 6 その他参考事項

別紙第5（第12条関係）

発簡番号

発簡年月日

〇〇法務局長 殿

発簡者名

本訴事件の処理について（依頼）

標記について、下記のとおり処理を依頼致します。

記

- 1 事件名
- 2 被告の住所、氏名
- 3 請求の趣旨
- 4 請求の原因及び事実
- 5 交渉の経緯
- 6 証拠資料の目録
- 7 証人予定者又は参考人等関係者の住所、氏名
- 8 当省における指定代理人を相当と認める者の所属、官職、氏名、電話番号
- 9 その他参考事項

別紙第6 (第13条関係)

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

(法定第10号)

事件の表示	裁判所及び 事件番号				
	事件名				
当事者	原告(申立人)				
	被告(被申立人)				
	自衛隊指定代理人 (関係人)				
今回	期 日		次回	期 日	
	手 続			手 続	
経過の概要					
その他参考事項					

寸法：日本産業規格A4

別紙第7（第14条関係）

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

（法定第11号）

事件の表示	裁判所及び 事件番号	
	事件名	
当事者	原告（申立人）	
	被告（被申立人）	
	自衛隊指定代理人 （関係人）	
関係法務局		
判決、和解、調停年月日		
判決、和解、調停の 成立（不成立）の要旨		
歳入徴収官に対する 通知年月日		
その他参考事項		

寸法：日本産業規格A4